

厚生年金への地方議会議員の早期加入を求める大会決議

平成23年6月、地方議会議員年金制度が廃止された。市町村合併の急速な進展に伴う議員数の削減などにより財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難になったためである。

衆・参両議院の総務委員会では、制度廃止法案の採決に際し、「概ね1年を目途として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会一致で可決され、その後、総務省からは、既存の被用者年金への加入を検討する場合の諸課題を整理した検討報告がなされた。

これを契機に、我々三議長会は、今日に至るまで厚生年金への地方議会議員の加入を求め続けてきた。

地方分権の進展に伴い、また、社会経済の構造変化が進む中、多岐にわたる政治行政課題の克服に向けて、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要になっている。このため、何より多様な人材の地方議会への参画が求められている。

しかし一方、地方議会議員選挙においては、投票率の低下が続き、無投票当選や定数割れの団体が増加するなど、地方議会議員のなり手問題が深刻な状況にある。

サラリーマン層をはじめ、地域社会の福祉向上と活性化に志を抱く誰もが立候補しやすい諸環境を整えることは、議員のなり手を確保することにつながるものである。

とりわけ、厚生年金に地方議会議員が加入できるようにすることは、民間サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることとなり、老後の生活や家族の心配を軽減し、議員活動を充実することができる。未来の議員の豊かな源泉づくりに大きな弾みとなる。

よって、我々は、厚生年金への加入要件の拡大に向けた議論が高まる中、地方議会における多様な人材確保等の観点から、厚生年金へ地方議会議員が加入できるよう、所要の法整備を早期に実現することを強く求める。

以上、決議する。

令和元年11月14日

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会